

平成28年 6 月 30日

佐渡市告示第142号

佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の知恵や工夫により、地域住民等が自ら考え、自ら実践する地域活動のさらなる活性化を図り、個性豊かで活力ある地域づくりを推進するため、地域自主組織が取り組む事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「地域自主組織」（以下「組織」という。）とは、前条に規定する趣旨の目的を達成するための事業を行う自治会、集落、地域活動団体等をいう。

(交付対象)

第3条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす組織とする。

- (1) 営利を目的としないこと。
- (2) 原則として定款、規約又は会則を有していること。
- (3) 原則として10人以上の構成員で構成されていること。
- (4) 市内に住所及び活動拠点を有し、かつ連絡責任者を確保できること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的としないこと。
- (6) 佐渡市暴力団排除条例（平成24年佐渡市条例第33号）第2条に規定する暴力団員が構成員に含まれていないこと。

(交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、前条に規定する組織が実践し、他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定のない次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 地域の特性を生かし、地域の創意工夫により、地域住民等が自ら考え自ら行う地域づくりを推進する事業
- (2) 地域の特性を生かし、地域独自の地域づくりを推進する事業
- (3) 他地域へ応用可能な内容が提案されている事業

(交付対象期間)

第5条 補助金の交付対象期間は、4月1日から翌年の3月20日までの期間とし、交付対象事業に対する補助金の交付回数は、同一年度内において1回を限度とする。

(交付対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、第4条の交付対象事業に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。

(交付基準)

第7条 補助金の額は、交付対象経費の10分の7以内とし、200万円を上限とする。

- 2 交付対象経費が50万円未満の事業は対象外とする。
- 3 補助金の額の算出において、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 組織の運営に要する経常的な経費及び当該事業の趣旨に合致しないと認められる経費は除くものとする。

(交付対象事業の募集)

第8条 市長は、期間を定めて交付対象事業の募集をするものとする。

- 2 市長は、交付対象事業の募集に当たっては、募集要項を定めて公表しなければならない。
- 3 前項の募集要項には、交付対象事業の審査方法を明記しなければならない。

(交付申請)

第9条 前条第1項の募集に応じて、補助金の交付を受けようとする組織の代表者（以下「申請者」という。）は、前条第2項の募集要項により

指定する期限までに地域自主組織支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) 定款、規約又は会則
- (5) 役員及び会員名簿
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（審査及び決定）

第10条 市長は、交付対象事業の公正かつ適切な選定の際に広く有識者等から意見、助言等を求めるため、佐渡市地域自主組織支援審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 市長は、別に定める審査要領に基づき、知識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、5人以内の者に審査会への参加を求めるものとする。

3 審査会は、前条の規定により提出のあった書類及び申請者からのプレゼンテーションにより事業内容を審査し、その結果を市長に報告する。

4 市長は、前項の審査に基づき、補助金を交付することが適当と認めたときは、地域自主組織支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）を申請者に通知し、補助金を交付決定するものとする。

5 市長は、補助金の不交付を決定したときは、地域自主組織支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

6 市長は、補助金の交付決定に当たり、当該補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（変更の申請）

第11条 前条第4項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定後、次のいずれかに該当する場合には、地域自主組織支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7

号)により市長に申請しなければならない。

- (1) 補助事業等の内容の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難になったとき。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、地域自主組織支援事業補助金変更交付決定(不決定)通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

3 第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助対象事業費の20パーセント以内の減額をいう。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、地域自主組織支援事業補助金実績報告書(様式第9号)により、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査及び必要に応じて行う現地調査等により検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、地域自主組織支援事業補助金額確定通知書(様式第10号)により、補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金の確定後に地域自主組織支援事業補助金請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払)

第14条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり概算払が必要な場合は、地域自主組織支援事業補助金概算払請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により請求できる上限額は、交付決定額の70パーセント以内とする。

(財産処分の制限)

第15条 規則第21条のただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、地域自主組織支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、地域自主組織支援事業補助金返還命令書（様式第14号。以下「返還命令書」という。）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、第13条の規定により補助金額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、返還命令書により、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経理について他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにしなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を補助事業終了

年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

第19条 市長は、補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は実地に調査することができる。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(特例措置)

2 平成28年度に限り、第5条中「4月1日」とあるのは「7月1日」と読み替えるものとする。

別表 (第6条関係)

経費区分	内容	留意事項
報償費	謝金	組織の構成員に対するものは、対象外とする。
旅費	旅費	1 目的地まで合理的な経路で公共交通機関を使用した場合の実費とする。 2 1人2万円又は1団体10万円を超える旅費は、対象外とする。
需用費	消耗品費	記念品代は対象外とする。
	燃料費	事務所経費以外で、事業実施に必要な車両又は機械器具の燃料代とする。
	印刷製本費	
役務費	通信運搬費	事務所経費と区分できない電話、FAX、インターネット等の通信料は、対象外とする。
	手数料	
	広告料	
	保険料	イベント等の傷害保険料とする。

委託料	委託料	補助対象経費に対する割合が不当に高い場合 又はその作業を外部に委託する必要が認められ ない場合は、対象外とする。
使用料及 び賃貸料	使用料及び賃貸 料	1 会場使用料、車両借上料、機械器具等の借 料及び損料とする。 2 組織が所有又は賃貸する施設使用料は、対 象外とする。
原材料費	原材料費	
備品購入 費	備品購入費	1 1件3万円以上の機械器具等購入費とす る。 2 補助対象経費の50パーセント以内とする。
その他	その他事業実施 に特に必要な経 費	使途不明な雑費・事務費、予備費等は、対象外 とする。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊦
電話番号

年度 地域自主組織支援事業補助金交付申請書

年度において、地域自主組織支援事業補助金の交付を受けたいので、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称	
補助金交付申請額	円

添付書類

- 1 事業実施計画書（様式第 2 号）
- 2 収支予算書（様式第 3 号）
- 3 団体概要書（様式第 4 号）
- 4 定款、規約又は会則
- 5 役員及び会員名簿
- 6 その他市長が必要と認める書類

※ 補助金交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てた額としてください。

様式第2号（第9条関係）

事業実施計画書

1 団体名	
2 補助事業の名称	
3 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 事業の概要	
5 事業の目的	
6 事業の実施により見込まれる具体的効果	
7 年間スケジュール	
8 実施体制	
9 自立運営に向けた考え方	

様式第3号（第9条関係）

収支予算書

1 収入の部 (単位：円)

区分	金額	摘要
補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部 (単位：円)

区分	金額	摘要
計		

様式第4号（第9条関係）

団体概要書

1 団体の名称			
2 団体の所在地	〒		
3 代表者	役職		氏名
4 連絡責任者	役職		氏名
	住所	〒	
	連絡先	Tel	E-mail
5 団体の目的			
6 設立年月	年 月 日	会員数	人
7 主な活動場所			
8 主な活動実績			
9 団体の予算額 (年度)	① 収入額	円	
	(うち会費	円、寄付金	円)
	② 支出額	円	
10 団体のPR			

備考 団体の予算書及び決算書（それぞれ直近の会計年度のもの1箇年度分。活動実績のない団体は、決算書を除く。）を添付してください。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名

佐渡市長 印

年度 地域自主組織支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度地域自主組織支援事業補助金について、次のとおり決定したので、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第10条第4項の規定により通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付決定の内容	この補助金の対象となる事業の内容及びこれに要する経費の配分は、年 月 日付け、申請書記載のとおりとする。
交付の条件	

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名

佐渡市長 印

年度 地域自主組織支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度地域自主組織支援事業補助金については、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第10条第5項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

記

交付しないことを決定した理由

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

年度 地域自主組織支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について次のとおり変更（中止・廃止）したいので、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

補助事業の名称		
変更内容		
変更（中止・廃止）理由		
事業等の経費所要額	変更前	円
	変更後	円
補助金交付決定額		円
補助金変更交付申請額		円
変更（中止・廃止）予定年月日		年 月 日
添付書類	1 変更事業実施計画書 2 変更収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類	

※ 補助金変更交付申請額は、千円未満の端数を切り捨てた額としてください。

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名

佐渡市長 印

年度 地域自主組織支援事業補助金変更交付決定（不決定）通知書

年 月 日付けで決定した 年度地域自主組織支援事業補助金について、次のとおり変更したので、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

補助事業の名称	
変更交付決定額 (不決定の理由)	円
変更交付決定の内容	
交付の条件	

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年度 地域自主組織支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

補助事業の名称	
事業等の成果	
事業等の経費の決算額	円
補助金交付決定額	円
補助事業の完了年月日	年 月 日
添付書類	1 収支決算書 2 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類の写し 3 その他市長が必要と認める書類

様式第10号（第13条関係）

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名

佐渡市長 印

年度 地域自主組織支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした 年度地域自主組織支援事業補助金については、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおりその額を確定したので通知します。

補助事業の名称	
交付決定額	円
交付確定額	円
確定額が変更となった理由	

様式第11号（第13条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

㊞

年度 地域自主組織支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった 年度地域自主組織支援事業補助金を次のとおり交付されるよう、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により請求します。

補助事業の名称	
補助金請求額	円

(振込口座)

金融機関名・支店名	
口座番号	普通・当座
(フリガナ) 口座名義人	

- ※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要となります。
- ※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

佐渡市長 様

申請者 住 所
氏 名 ④
電話番号

地域自主組織支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度地域自主組織支援事業補助金について概算払を受けたいので、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助事業の名称	
補助金交付決定額	円
今回請求額	円
前回までの受領済額	円
差引残額	円
概算払請求理由	

（振込口座）

金融機関名・支店名	
口座番号	普通・当座
（フリガナ） 口座名義人	

※ 口座名義人が事業の申請者と相違する場合は、別に委任状が必要となります。

※ 通帳の写し（表紙の次のページ）を添付してください。

様式第13号（第16条関係）

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名

佐渡市長 印

地域自主組織支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した地域自主組織支援事業補助金について、下記により支給額の（一部・全部）を取り消したので、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日付け 第 号

交付決定額 金 円
(うち交付決定を取り消す金額 円)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名

佐渡市長 印

地域自主組織支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付の決定をした地域自主組織支援事業補助金については、佐渡市地域自主組織支援事業補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 補助事業の名称
(年 月 日付け 第 号)
- 2 補助金の交付決定（確定）額 円
- 3 補助金の既払額 円
- 4 返還すべき額 円
- 5 返還期限 年 月 日
- 6 返還を命ずる理由

7 返還方法

8 加算金

佐渡市補助金等交付規則第19条第1項の規定により、年 月 日（補助金等の受領日）から4の額の納付を完了した日までの日数に応じ、4の額につき年10.95パーセントの割合で計算した額の加算金を納付してください。

9 延滞金

5の返還期限までに4の額を納付されない場合は、佐渡市補助金等交付規則第19条第4項の規定により、年 月 日から4の額の納付を完了した日までの日数に応じ、その納付されなかった額につき年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞金を納付しなければなりません。

※ 加算金を免除する場合は、上記第8項を削除すること。